

## 連合会だより

### 2010年度版CPDSガイドラインの改訂について

CPDSでは現在約11万人の加入者がおり、CPDSの活動には多くの時間と費用がかかっていますが、連合会ではこうした時間と費用に対し、それに見合う効果をあげる必要があると考えています。ここでいう効果とは加入者の技術力を全体として向上させることであり、このための一つの施策として施工管理に直結する講習のユニットを上げ、そうでないものや学習時間が不明確なものなどのユニットを下げるなどのメリハリを効かせた運用を考えています。

以上を踏まえガイドラインの変更をCPDS評議会に諮り改訂を行いました。主な変更点を以下に示します。

①技能講習・技術フェアは1時間0.5ユニットとします。インターネット学習、通信教育、DVD学習、映画は上限6ユニット／1年間とします。

技能講習は労働安全衛生法別表第18で定められているもの等のうち土木技術に係のあるものを指しますが、施工管理技士を主たる対象とした内容でないため、また技術フェアは参加時間の詳細確認ができないため、ユニットを現状の1ユニット／1時間から0.5ユニット／1時間に低減します。

インターネット学習のような内容が主に一方向教授される学習については、双方向の学習とのバランスを考え、合計して6ユニットの上限を設けます。

②論文集は冊子の形態ではなく、インターネット上のものでも認めます。

技術論文は、論文集の形態として紙で冊子が作成されることを条件としてきました

が、ITの普及と費用削減等のためインターネット上の論文集も認めます。ただし、インターネット上のものはすぐに削除変更が出来、閲覧者にはそれがわからないので電子申請の日から1年は内容等を変更せず掲載しておくものとします。

③建築関係は技術の中でも構造などの分野のみ認定します。

土木と共通する技術の中でも構造以外のデザイン等は認定しません。

④講習会実施機関が学習プログラムを申請する場合、申請毎に料金を必要とし、広報の料金は廃止します。個人からの講習会開催前のプログラム申請の結果は非公開とします。

講習会実施機関が学習プログラムを申請する場合、広報をしない場合には無料でしたが、実際には広報をしているというケースが散見され不平等感が生じていました。そのため、行政機関以外の講習会実施機関が申請するプログラムについて、今までの広報料金よりも低額の料金を課金し全て有料とします。

個人がプログラム申請をする場合は無料ですが、申請の結果は開催日前は非公開とします。

⑤講師派遣会社から社内研修の申請を可能にします。

講師派遣会社が社内研修を申請出来るようにしたいという要望があるために、講師派遣会社は講習会実施機関IDから社内研修が申請できるようにします。

⑥紙申請を廃止します。

ITの普及に伴い廃止します。